

特定非営利活動法人 ライフサポートすみれ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人ライフサポートすみれという。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を熊本県熊本市中央区渡鹿6丁目10番79号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、熊本県下の高齢者・障害者・子供・ひきこもり者・家族に対して日常生活の援助及び支援をすることで、高齢者・障害者・子供・ひきこもり者・家族の自立した生活を目指し、安心社会と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 介護保険法に基づく居宅サービス、介護予防・日常生活支援総合事業
- ② 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ③ 小規模多機能ホーム事業
- ④ 子育て支援事業
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、運営に協力する個人又は団体
- (2) 利用会員 介護及び支援を受けようとする個人

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めないものとする。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、その者の入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 利用会員として入会するものは、第3条に定める本法人の目的を理解し、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むことで、入会できるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納められた入会金、会費その他の拠出金品は返還しないものとする。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 6人以内
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、その定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことが出来る。

2 職員は、理事会で決議後理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の10日前までには通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条・第28条第2項、第30条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができる。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも会日の10日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の補正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の補正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の借置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続きの開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散時の総会で定める地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雜則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	池松洋子
副理事長	石田敦子
理 事	菊地美奈子
理 事	森 勇子
監 事	矢羽田恵子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は第42条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は第46条の規定にかかわらず成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

- | | |
|---------|---------|
| (1) 入会金 | 1,000 円 |
| (2) 年会費 | 2,000 円 |

利用会員

- | | |
|---------|---------|
| (1) 入会金 | 1,000 円 |
|---------|---------|

平成30年度事業計画書
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

特定非営利活動法人 ライフサポートすみれ

1. 事業の方針

高齢者・障害者の自立支援につなげ、住み慣れた地域で暮らす事が出来る様に支援活動をする。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者的人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
介護保険法に基づく居宅サービス、介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者の在宅生活が、安心・安全に自立した日常生活を送れるように生活全般にわたり支援する。	30. 4 ～ 31.3	熊本市	8名	熊本県内 高齢者 障害者 65名	17,621
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	介護保険対象者に対して、住み慣れた自宅で安心して暮らせるように手伝う。 ケアプランの作成・サービス事業所との連絡調整・その他必要な相談に応じる。	30. 4 ～ 31.3	熊本市	0名	熊本県内 高齢者 障害者	0
小規模多機能ホーム事業	介護保険対象外の訪問介護・外出支援等を行い 自立を支援する。 介護する側をケアする。	30. 4 ～ 31.3	熊本市	8名	熊本県内 高齢者 障害者 35名	1,668
子育て支援事業	子供の一時預かり・学童保育 子育て中の親支援	30. 4 ～ 31.3	熊本市	0名	熊本市内	0
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障がい者に在宅で介護や家事、外出時における移動支援等を総合的に行い自立を支援する。	30. 4 ～ 31.3	熊本市	5名	熊本市 4名	1,153

30年度 活動予算書
平成30年4月1日～平成31年3月31日迄

特定非営利活動法人 ライフサポートすみれ

科 目	金 額	(単位:円)
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	20000	
賛助会員受取会費	5000	25000
2. 事業収益		
○介護保険に基づく居宅サービス、 介護予防・日常生活支援総合事業	18,500,000	
○小規模多機能ホーム事業	1,650,000	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく障害福祉 サービス事業	1,100,000	
4. その他収益		
受取利息・その他	18	18
経常収益計		21,275,018
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給料手当	17,200,000	
法定福利費	1,500,000	
人件費計	18,700,000	
(2)その他経費		
旅費交通費	38,000	
通信費	151,000	
賃借料	440,000	
消耗品費	50,000	
事務用品費	208,000	
研修費	10,000	
厚生費	70,000	
交際費	46,000	
水道光熱費	70,000	
保険料	95,000	
支払手数料	58,000	
車両費	500,000	
租税公課	3,000	
寄付金	3,000	
その他経費計	1,742,000	
事業費計		20,442,000
2. 管理費		

(1) 人件費			
給料手当	120,000		
人件費計	120,000		
(2) その他の経費			
通信費	50,000		
地代家賃	340,000		
水道光熱費	70,000		
その他経費計	460,000		
管理費計		580,000	
経常費用計			21,022,000
税引前当期正味財産増減額			253,018
法人税住民税及び事業税			81,000
当期正味財産増減額			172,018
前期繰越正味財産額			-97,177
次期繰越正味財産額			74,841

平成30年度 活動予算計算書の注記

特定非営利活動法人 ライフサポートすみれ

1. 重要会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正

NPO法人会計基準会計)によっています。

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

事業費の内訳

(単位:円)

科 目	介護保険法に基づく 居宅サービス、介護 予防・日常生活支援 総合事業	小規模多機能 ホーム事業	障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援 する為の法律に に基づく障害福祉 サービス事業	小 計	管理部門	合 計
I 経常収益						
1 受取会費		25,000		25,000		25,000
2 受取寄付金						
3 事業収益	18,500,000	1,650,000	1,100,000	21,250,000		21,250,000
4 その他収益	18			18		18
経常収益計	18,500,018	1,675,000	1,100,000	21,275,018		21,275,018
II 経常費用						
(1)人件費				120,000	120,000	
給与手当	14,500,000	1,600,000	1,100,000	17,200,000		17,200,000
法定福利費	1,500,000			1,500,000		1,500,000
人件費計	16,000,000	1,600,000	1,100,000	18,700,000	120,000	18,820,000
(2)その他経費						
旅費交通費	30,000	5,000	3,000	38,000		38,000
通信費	145,000	3,000	3,000	151,000	50,000	201,000
賃借料	440,000			440,000	340,000	780,000
消耗品費	50,000			50,000		50,000
事務用品費	200,000	4,000	4,000	208,000		208,000
研修費		0	10,000	10,000		10,000
厚生費	70,000			70,000		70,000
交際費	40,000	3,000	3,000	46,000		46,000
市民税・事業税					81,000	81,000
水道光熱費	70,000			70,000	70,000	140,000
保険料	95,000			95,000		95,000
支払手数料	35,000	23,000		58,000		58,000
車両費	440,000	30,000	30,000	500,000		500,000
租税公課	3,000	0		3,000		3,000
寄付金	3,000	0		3,000		3,000
その他経費計	1,621,000	68,000	53,000	1,742,000	541,000	2,283,000
経常費用計	17,621,000	1,668,000	1,153,000	20,442,000	661,000	21,103,000
当期経常増減額	879,018	7,000	-53,000	833,018	-661,000	172,018

平成31年度事業計画書
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

特定非営利活動法人 ライフサポートすみれ

1. 事業の方針

高齢者・障害者の自立支援につなげ、住み慣れた地域で暮らす事が出来る様に支援活動をする。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者的人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
介護保険法に基づく居宅サービス、介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者の在宅生活が、安心・安全に自立した日常生活を送れるように生活全般にわたり支援する。	31. 4 ～ 32.3	熊本市	8名	熊本県内 高齢者 障害者 65名	17,771
介護保険法に基づく 居宅介護支援事業	介護保険対象者に対して、住み慣れた自宅で安心して暮らせるように手伝う。 ケアプランの作成・サービス事業所との連絡調整・その他必要な相談に応じる。	31. 4 ～ 32.3	熊本市	0名	熊本県内 高齢者 障害者	0
小規模多機能ホーム事業	介護保険対象外の訪問介護・外出支援等を行い自立を支援する。 介護する側をケアする。	31. 4 ～ 32.3	熊本市	8名	熊本県内 高齢者 障害者 35名	1,768
子育て支援事業	子供の一時預かり・学童保育 子育て中の親支援	31. 4 ～ 32.3	熊本市	0名	熊本市内	0
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障がい者に在宅で介護や家事、外出時における移動支援等を総合的に行い自立を支援する。	31. 4 ～ 32.3	熊本市	5名	熊本市 4名	1,153

31年度 活動予算書
平成31年4月1日～平成32年3月31日迄

特定非営利活動法人 ライフサポートすみれ

科 目	金 額	(単位:円)
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	20000	
賛助会員受取会費	5000	25000
2. 事業収益		
○介護保険に基づく居宅サービス、 介護予防・日常生活支援総合事業	18,600,000	
○小規模多機能ホーム事業	1,650,000	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的 支援するための法律に基づく障害福祉 サービス事業	1,100,000	
4. その他収益		
受取利息・その他	0	21,350,000
経常収益計	18	18
		21,375,018
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	17,400,000	
法定福利費	1,550,000	
人件費計	18,950,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	38,000	
通信費	151,000	
賃借料	440,000	
消耗品費	50,000	
事務用品費	208,000	
研修費	10,000	
厚生費	70,000	
交際費	46,000	
水道光熱費	70,000	
保険料	95,000	
支払手数料	58,000	
車両費	500,000	
租税公課	3,000	
寄付金	3,000	
その他経費計	1,742,000	
事業費計		20,692,000
2. 管理費		

(1) 人件費			
給料手当	120,000		
人件費計	120,000		
(2) その他の経費			
通信費	50,000		
地代家賃	340,000		
水道光熱費	70,000		
その他経費計	460,000		
管理費計		580,000	
経常費用計			21,272,000
税引前当期正味財産増減額			103,018
法人税市民税及び事業税			81,000
当期正味財産増減額			22,018
前期繰越正味財産額			74,841
次期繰越正味財産額			96,859

平成31年度 活動予算計算書の注記

特定非営利活動法人 ライフサポートすみれ

1. 重要会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正

NPO法人会計基準会計)によっています。

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

事業費の内訳

(単位:円)

	介護保険法に基づく居宅サービス、介護予防・日常生活支援総合事業	小規模多機能ホーム事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律に基づく障害福祉サービス事業	小 計	管理部門	合 計
I 経常収益						
1 受取会費		25,000		25,000		25,000
2 受取寄付金						
3 事業収益	18,600,000	1,650,000	1,100,000	21,350,000		21,350,000
4 その他収益	18			18		18
経常収益計	18,600,018	1,675,000	1,100,000	21,375,018		21,375,018
II 経常費用						
(1)人件費					120,000	120,000
給与手当	14,600,000	1,700,000	1,100,000	17,400,000		17,400,000
法定福利費	1,550,000			1,550,000		1,550,000
人件費計	16,150,000	1,700,000	1,100,000	18,950,000	120,000	19,070,000
(2)その他経費						
旅費交通費	30,000	5,000	3,000	38,000		38,000
通信費	145,000	3,000	3,000	151,000	50,000	201,000
賃借料	440,000			440,000	340,000	780,000
消耗品費	50,000			50,000		50,000
事務用品費	200,000	4,000	4,000	208,000		208,000
研修費		0	10,000	10,000		10,000
厚生費	70,000			70,000		70,000
交際費	40,000	3,000	3,000	46,000		46,000
市民税・事業税					81,000	81,000
水道光熱費	70,000			70,000	70,000	140,000
保険料	95,000			95,000		95,000
支払手数料	35,000	23,000		58,000		58,000
車両費	440,000	30,000	30,000	500,000		500,000
租税公課	3,000	0		3,000		3,000
寄付金	3,000	0		3,000		3,000
その他経費計	1,621,000	68,000	53,000	1,742,000	541,000	2,283,000
経常費用計	17,771,000	1,768,000	1,153,000	20,692,000	661,000	21,353,000
当期経常増減額	829,018	-93,000	-53,000	683,018	-661,000	22,018